

第3回開発協力適正会議  
委員からのコメント要旨と対応ぶり

■議題「2 対象案件」の横断的事項について

事項	委員からのコメント要旨	対応
<p>カンボジア協力準備調査（円借款）「国道5号線（南区間）改修事業」</p>	<p>《3-1》本事業は、ASEAN連結性強化の観点から進めている由であるが、日本側提示のプロジェクトとASEAN側のマスタープランのプロジェクト擦り合わせは行われているのか。</p>	<p>■カンボジア国道5号線はAHN (ASEAN Highway Network)の一部を構成するもので、連結性マスタープランの一環として行われる。          ■国道5号線の改修事業は、累次の日ASEAN関連会議で重要性が確認されている。          ■カンボジア政府との具体的な事業内容のすり合わせは、本件協力準備調査で行う予定。</p>
<p>ミャンマー協力準備調査（無償）「ラカイン州及びカレン州における道路建設機材整備計画」</p>	<p>《3-2》環境社会ガイドラインのカテゴリ分類がCであっても、適切な社会配慮は行うべき。またピースニーズアセスメント（PNA）を実施するべきではないか。</p>	<p>■環境社会配慮ガイドライン上はCカテゴリであるため、ガイドライン上の環境社会配慮にかかる手続は実施しない。しかし、ガイドライン適用の有無とは関係なく、機材の適正使用を含む社会配慮については、プロジェクト上で十分に配慮する。JICAによる無償資金協力事業の一般的な案件計画及び監理、モニタリングの過程として、協力準備調査時の機材の適正使用にかかる申し入れ、事業3年後の事後評価、更に、事後評価で問題があれば、5年後事後現況調査を実施している。本件でも、協力準備調査において機材の適正な使用と少数民族への配慮について、先方実施機関と十分に協議する予定。          ■少数民族武装勢力と政府との停戦合意・和平協定の進捗状況を注視する必要があると認識。現在少数民族・社会状況に係る調査（国レベルPNA）を実施中であり、その結果を踏まえつつ、継続的に現地からの情報を収集し、必要な配慮を行う。</p>

<p>ラオス協力準備調査 (円借款)「ナムグム 第一水力発電所拡張事 業」</p>	<p>《3-3》ラオスは一方で電力を輸入し、他方で輸出しているが、独立系発電事業者（IPP: Independent Power Producer）の長期契約はどのくらいの契約なのか。30年契約なのか10年なのか。10年だったら制度を変えればいいのではないか。</p>	<p>■ラオスではIPPの契約期間は一般的に営業運転開始日（COD）から25年～30年程度となっている。そのため、輸出分を国内供給向けに転用することは難しい状況。</p> <p>■ラオス政府は近年の国内需要の伸びを受け、国内向けの電源開発に力を入れており、IPPとの新規契約では国内向けの発電所計画に積極的な姿勢を見せている。</p>
---	--	---

### ■議題「3 その他の事項」について

事項	委員からのコメント要旨	対応
「輪切り」案件の扱い	《3-4》第1回会合において、カンボジア国道一号線案件は、全4期中3期まで終わり、次は第4期という段階で、本適正会議で報告がなされたと理解している。「輪切り」事業は、本適正会議でどう議論するのか。	「輪切り」案件（規模が大きい事業についてフェーズ分けを行い、事業の進捗に応じて順次実施する事業）については、全体事業が本適正会議に未提示の場合には、2期目以降であっても協議対象の新規調査案件として提示させていただく。なお、カンボジア国道一号線案件は、第4期の協力準備調査の開始後に本適正会議に提示されたもので、「協力準備調査前」の案件にはそもそも該当しないが、本適正会議で助言を得ておくことが有益との判断から、あえて「その他の事項」として議題提案したもの。
非協議対象案件に対するコメントの扱い	《3-5》会合で協議対象とならなかった案件についてもコメントを出していくつもりであるが、これらコメントに対する対応ぶり如何。	本適正会議の運営は、実際の会合での議論を基本としたい。本適正会議は、各界を代表する委員による自由闊達な意見交換を通じて助言を得ることを趣旨としており、その趣旨を踏まえれば多面的かつ双方向の意思疎通が重要と考えている。協議対象案件にかかる事前コメントは、会合の時間的な制約の中で効率的に議論するために大変有益と考える。一方、委員間の調整で協議対象とならなかった案件について、会合の外で個別に質疑応答やコメントの提示が行われる場合、委員間での自由闊達な意見交換が行われず、上記の趣旨に合致しないと考える。なお、協議対象事項について当日出席できない委員から預かったコメントについては、これまで通り、会合当日に事務局から代読するかもしくは資料として配付する等して記録に残るよう配慮したい。

(了)